

芝地区総合支所まちづくり課

港区立芝公園管理事務所新築工事の工事請負契約の変更について

港区立芝公園管理事務所新築工事は、令和 8 年 2 月から工事に着手しましたが、工事を進める中で、材料の供給不足による工期延長の必要性及び地中障害物の撤去工事等により工事内容に変更が生じたため、請負契約を変更しました。

1 工事請負契約の概要

(1) 工事件名 港区立芝公園管理事務所新築工事

(2) 工事場所 港区芝公園四丁目 8 番 4 号

(3) 工事内容 管理事務所新築

建築面積：123.32 m² 延べ面積：98.82 m² 高さ：4.85 m

構造：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 階数：地上 1 階

2 工期

変更前 令和 7 年 12 月 6 日から令和 8 年 9 月 25 日まで

変更後 令和 7 年 12 月 6 日から令和 8 年 12 月 25 日まで

3 変更内容及び理由

(1) 工期延長

- ・石油由来の塗料、断熱材等について予定どおり調達することが困難になったことから、調達に必要な期間を確保したため

(2) 契約金額の増額

- ・がれき等の地中障害物が確認されたことに伴い、新たに撤去工事を行ったため
- ・安全性の向上のため、ガラスの飛散防止フィルムの貼付並びに自動ドアの防護柵及びトイレ手洗い場の照明の設置工事を追加したため

(3) 契約金額の減額

- ・地中にある既存の電気ケーブル等を再利用することとしたため
- ・男子トイレ及び女子トイレの大便器を壁掛式から床置きに変更したため
- ・協定木材の使用箇所を不燃対応が不要な箇所に変更したことから、不燃処理をした木材の使用を取りやめたため

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年12月 工事しゅん工

令和9年 1月 供用開始

変更工事概要等

1 案内図



2 変更概要

工期延長

石油由来の塗料、断熱材等について予定どおり調達することが困難になったことから、調達に必要な期間を確保したため

不燃処理材した木材の使用の取りやめ

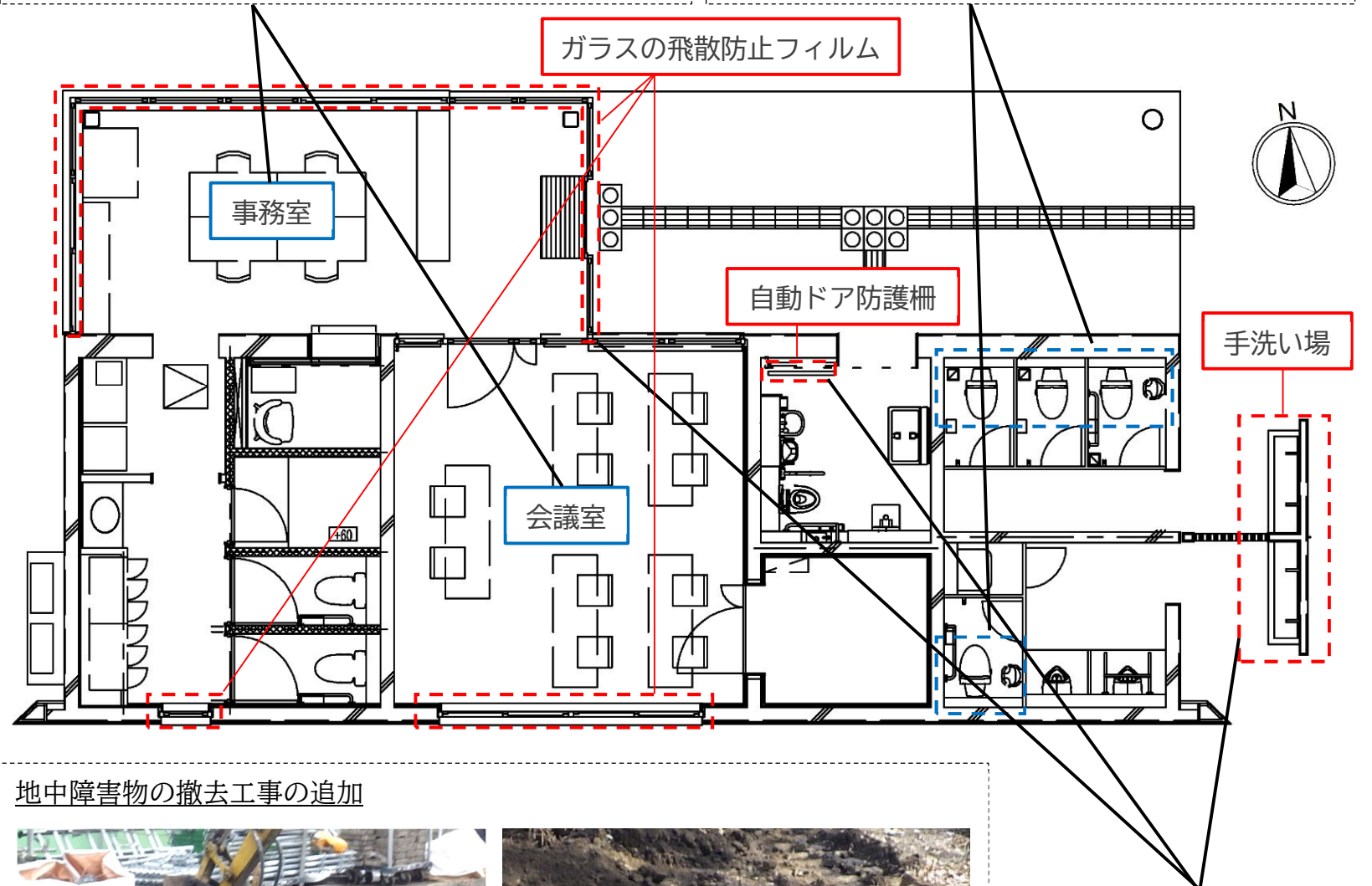
協定木材の使用箇所を不燃対応が必要な事務室の天井から、不燃対応が不要な会議室の壁へ変更したことにより、不燃処理をした木材の使用を取りやめたため

地中にある既存の電気ケーブル等の再利用

撤去を予定していた既存の電気設備（ハンドホール、管路、ケーブル等）を再利用することとしたため

トイレの仕様の変更

トイレ内スペース確保のため、男子トイレ及び女子トイレの大便器について、壁掛式から床置き式に変更したため



地中障害物の撤去工事の追加



安全性向上のための工事追加

ガラスの飛散防止フィルムの貼付並びに自動ドアの防護柵及び手洗い場の照明の設置工事を追加したため